



開かれた未来へ。

筑波大学

University of Tsukuba

資料3

科学技術・学術審議会 学術分科会
研究環境基盤部会(第88回)H29.5.31

国際共同利用・共同研究拠点構想

筑波大学長 永田 恭介

科学技術・学術審議会 学術分科会 研究環境基盤部会(第88回)
平成29年5月31日

IMAGINE
THE
FUTURE.

1. 我が国の共同利用・共同研究体制の変遷 ～「組織」から「機能」に着目した支援へ～

- ①国立学校設置法制定以前の体制
- ②国立学校設置法制定～国立大学法人化前までの体制
- ③国立大学法人化後の体制（第1期中期目標期間）
- ④共同利用・共同研究拠点制度の創設
（第2期中期目標期間～）

2. 共同利用・共同研究拠点制度が果たしてきた
役割およびさらなる「機能」の強化

3. 国際共同利用・共同研究拠点に求められる
主な基準等

現在の共同利用・共同研究体制の概要

我が国の学術研究の中核システムとして、我が国の学術研究の基盤強化や新たな学術研究の展開に貢献

大学共同利用機関法人：

個々の大学に属さない「大学の共同利用の研究所」である「大学共同利用機関」を設置することを目的とし、国立大学法人法に基づき設置される法人。

(平成29年度現在、4機構 17大学共同利用機関)

共同利用・共同研究拠点：

学校教育法施行規則第143条の3に基づき文部科学大臣が認定する拠点。

(平成29年度現在、国立大学77拠点、公私立大学28拠点)

- ・我が国全体の学術研究の発展の観点から、国として重点的に整備
- ・研究者コミュニティからの要望を踏まえ、個々の大学の枠を越えた多くの研究機関・研究者の参画が可能
- ・個々の大学では整備できない大規模な施設・設備や大量のデータ・貴重な資料等を全国の大学の研究者に提供
- ・様々な研究分野において、大型プロジェクトをはじめとする国際的に通じる先端的な研究を実施

平成29年度 共同利用・共同研究拠点一覧 (平成29年4月1日)

国立大学27大学72拠点

※赤字は平成29年度からの新規認定

- 北海道大学
 - 低温科学研究所
 - 遺伝子病制御研究所
 - 触媒科学研究所
 - スラブ・ユーラシア研究センター
 - 人獣共通感染症リサーチセンター
- 帯広畜産大学
 - 原虫病研究センター
- 東北大学
 - 金属材料研究所
 - 加齢医学研究所
 - 流体科学研究所
 - 電気通信研究所
 - 電子光学研究センター
- 筑波大学
 - 計算科学研究センター
 - 遺伝子実験センター
- 群馬大学
 - 生体調節研究所
- 千葉大学
 - 環境ヒートセンシング研究センター
 - 真菌学研究所
- 東京大学
 - 医科学研究所
 - 地震研究所
 - 社会科学研究所附属
 - 社会調査・データ・カイブ研究センター
 - 史料編纂所
 - 宇宙線研究所
 - 物性研究所
 - 大気海洋研究所
 - 素粒子物理国際研究センター
 - 空間情報科学研究センター
- 東京医科歯科大学
 - 難治疾患研究所
- 東京外国語大学
 - アジア・アフリカ言語文化研究所
- 東京工業大学
 - フロンティア材料研究所
- 一橋大学
 - 経済研究所
- 新潟大学
 - 脳研究所
- 金沢大学
 - がん進展制御研究所
 - 環日本海域環境研究センター
- 名古屋大学
 - 未来材料・システム研究所
 - 宇宙地球環境研究所
- 京都大学
 - 化学研究所
 - 人文科学研究所
 - ウイルス・再生医科学研究所
 - エネルギー理工学研究所
 - 生存圏研究所
 - 防災研究所
 - 基礎物理学研究所
 - 経済研究所
 - 数理解析研究所
 - 原子炉実験所
 - 霊長類研究所
- 京都大学
 - 生態学研究センター
 - 放射線生物研究センター
 - 野生動物研究センター
 - 東南アジア地域研究研究所
- 大阪大学
 - 微生物病研究所
 - 蛋白質研究所
 - 社会経済研究所
 - 接合科学研究所
 - 核物理研究センター
 - レーザーエネルギー学研究所
- 鳥取大学
 - 乾燥地研究センター
- 岡山大学
 - 資源植物科学研究所
 - 惑星物質研究所
- 広島大学
 - 放射光科学研究センター
- 徳島大学
 - 先端酵素学研究所
- 愛媛大学
 - 地球深部ダイナミクス研究センター
 - 沿岸環境科学研究センター
- 高知大学
 - 海洋コア総合研究センター
- 九州大学
 - 生体防御医学研究所
 - 応用力学研究所
 - マス・フォア・インタストリ研究所
- 佐賀大学
 - 海洋エネルギー研究センター
- 長崎大学
 - 熱帯医学研究所
- 熊本大学
 - 発生医学研究所
- 琉球大学
 - 熱帯生物圏研究センター

●: 共同利用・共同研究拠点の所在地

13大学5ネットワーク型拠点21研究機関

- 【物質・デバイス領域共同研究拠点】
 - 北海道大学 電子科学研究所
 - 東北大学 多元物質科学研究所○
 - 東京工業大学 化学生命科学研究所
 - 大阪大学 産業科学研究所
 - 九州大学 先端物質化学研究所
- 【学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点】
 - 北海道大学 情報基盤センター
 - 東北大学 サイバーサイエンスセンター
 - 東京大学 情報基盤センター○
 - 東京工業大学 学術国際情報センター
 - 名古屋大学 情報基盤センター
 - 京都大学 学術情報メディアセンター
 - 大阪大学 サイバーメディアセンター
 - 九州大学 情報基盤研究開発センター
- 【生体医歯工学共同研究拠点】
 - 東京医科歯科大学 生体材料工学研究所○
 - 東京工業大学 未来産業技術研究所
 - 静岡大学 電子工学研究所
 - 広島大学 ナノデバイス・バイオ融合科学研究所

※○は中核機関

公立大学4大学6拠点

- 大阪市立大学
 - 都市研究プラザ
 - 人工合成研究センター
- 和歌山県立医科大学
 - みらい医療推進センター
- 名古屋市立大学
 - 不育症研究センター
 - 創薬基盤科学研究所
- 兵庫県立大学
 - 自然・環境科学研究所天文科学センター

- 【放射線災害・医科学研究拠点】
 - 広島大学 原爆放射線医科学研究所○
 - 長崎大学 原爆後障害医療研究所
 - 福島県立医科大学 ぶくしま国際医療科学研究センター

- 【北極域研究共同推進拠点】※連携ネットワーク型拠点(連携施設)
 - 北海道大学 北極域研究センター
 - 国際北極環境研究センター
 - 情報システム研究機構国立極地研究所
 - 国際北極環境研究センター
 - 海洋研究開発機構
 - 北極環境変動総合研究センター

私立大学20大学22拠点

- 自治医科大学
 - 先端医療技術開発センター
- 慶應義塾大学
 - パネルデータ設計・解析センター
- 昭和大学
 - 発達障害医療研究所
- 玉川大学
 - 脳科学研究所
- 東京農業大学
 - 生物資源ゲノム解析センター
- 東京理科大学
 - 総合研究院大気科学研究所
 - 総合研究院光触媒国際研究センター
- 文化学園大学
 - 文化ファッション研究機構
- 法政大学
 - 野上記念法政大学能楽研究所
- 明治大学
 - 先端数理科学インスティテュート
- 早稲田大学
 - イスタム地域研究機構
 - 坪内博士記念演劇博物館
- 神奈川大学
 - 日本常民文化研究所
- 東京工芸大学
 - 風工学研究センター
- 愛知大学
 - 三遠南信地域連携研究センター
- 中部大学
 - 中部高等学術研究所国際GISセンター
- 藤田保健衛生大学
 - 総合医科学研究所
- 立命館大学
 - アート・リサーチセンター
- 京都造形芸術大学
 - 舞台芸術研究センター
- 同志社大学
 - 赤ちゃん学研究センター
- 大阪商業大学
 - JGSS研究センター
- 関西大学
 - シオネットワーク戦略研究機構

53大学105拠点(国立28大学、公立5大学、私立20大学)

分類	分野	拠点数	分類	分野	拠点数	分類	分野	拠点数	計
国立	理・工	34	公私立	理・工	7	ネットワーク	理・工	4	45
	医・生	28		医・生	9		医・生	1	38
	人・社	10		人・社	12		人・社	0	22
計		72	計		28	計		5	105

共同利用・共同研究拠点および大学共同利用機関の位置づけの変遷

昭和28(1953)年(附置研究所の全国共同利用化)

附置研究所:当初、一般の附置研究所は明治以来の勅令により規定。その後、国立学校設置法(昭和24年)に基づき同法施行令で規定。**全国共同利用機能**を有する附置研究所も同法施行令で規定。

昭和46(1971)年(研究施設の全国共同利用化)

研究施設:当初は学内措置で設置。その後、国立学校設置法に基づき同法施行規則で規定。**全国共同利用機能**を有する研究施設も同法施行規則で規定。

平成15(2003)年

附置研究所: **全国共同利用附置研究所数は19** **研究施設:** **全国共同利用研究施設数は25**

平成16(2004)年

附置研究所:国立大学法人化に伴い国立学校設置法が廃止され、**法令上特段の規定なし**。文部科学大臣が定める中期目標の別表(学部・研究科等とともに教育研究上の基本組織)において位置づけ。**全国共同利用機能**を有する附置研究所は米印(※)を付し、中期計画中に共同利用を目的としていることが明確になるように記述。

研究施設:国立学校設置法が廃止され、**法令上特段の規定なし**。法人化後は各大学の判断で設置改廃が可能。**全国共同利用機能**を有する研究施設については、文部科学大臣が認可する中期計画中に共同利用を目的としていることが明確になるように記述。

平成20(2008)年

共同利用・共同研究拠点:省令(学校教育法施行規則)に基づき、文部科学大臣により認定。

平成22(2010)年

共同利用・共同研究拠点:中期目標の別表において位置づけ。

昭和46(1971)年

国立大学共同利用機関:国立学校設置法に基づき同法施行令で規定。特定大学に附置しない大学の共同利用の機関として、最初に、高エネルギー物理学研究所が設置された。

平成元(1989)年

大学共同利用機関:国立学校設置法を改正し、公私立大学の研究者の一層の利用を促進。

平成16(2004)年

大学共同利用機関:国立学校設置法が廃止され、国立大学法人法施行規則で規定。

※国立学校設置法令上の設置根拠については、説明の都合上、当該法令の廃止時のものとしている(以下同じ)。

①国立学校設置法制定以前の体制

= **国家目的のための組織**として位置づけが強かった

附置研究所：戦前に設置された研究所は、当時の国家目的遂行のために役立つ研究を直接の目的として設立される傾向が強かった。

研究施設：その大半は病院や農場・演習林であった。

②国立学校設置法制定～国立大学法人化前までの体制

= 附置研究所等の「**組織**」に**着目した**支援の充実および強化

附置研究所：特定の研究領域に特化して、あるいは新たな研究領域の開拓を目指して、集中的に研究を深めたり、一定の広がりのある研究領域を対象に継続性をもって長期的に研究を進める組織。また、附置研究所は、大学の基本組織である学部および研究科と並ぶ組織として位置づけられており、大学の特色や個性を打ち出す重要な役割も果たしていた。さらに、**全国共同利用の附置研究所は、当該分野の研究者コミュニティのための中核的研究拠点としても位置づけられていた（昭和28年～）。**

研究施設：研究施設は、学部および研究科において、それぞれの特定目的の研究を推進するために附属の施設を設置（学部附属教育研究施設等）したのが始まりであり、その発展形態として、一部局を越えて学内の共同利用に供するために学部等から独立した組織（学内共同教育研究施設）や、**大学の枠を越えて全国の当該分野の研究者の共同利用に供する組織（全国共同利用施設）が整備されていた（昭和46年～）。**

平成15年度末の全国共同利用附置研究所・研究施設数は44

③国立大学法人化後の体制(第1期中期目標期間)

=附置研究所を**教育研究上の基本組織**として、また**全国共同利用機能**に着目した支援

法人化後の国立大学の教育研究組織については、各大学の自主的な判断で柔軟かつ機動的に編制することにより、学術研究の動向や社会の要請等に適切に対応し、大学の個性化を図るため、各大学の予算の範囲内で随時設置改廃を行うこととされた。これらを踏まえ、科学技術・学術審議会 学術分科会 国立大学附置研究所等特別委員会において、法人化後の附置研究所や研究施設に求められる役割や機能をについて以下のとおり提案された。

- ・附置研究所は、継続的かつ安定的に研究活動を展開し、我が国の学術研究を推進する役割が極めて重要

→我が国の学術研究の中核的研究拠点

- ・研究施設も、各大学が先駆的・先導的研究に取り組むための戦略的研究拠点として重要な役割。

附置研究所：

全国共同利用機能を有する附置研究所は中期目標の別表に米印(※)を付し、中期計画中に共同利用を目的としていることが明確になるように記述(第1期中期目標期間終了時(平成21年度末)には、全国共同利用附置研究所数は21)

研究施設：

全国共同利用機能を有する研究施設については、中期計画中に共同利用を目的としていることが明確になるように記述(第1期中期目標期間終了時には、全国共同利用研究施設数は28)

平成21年度末の全国共同利用附置研究所・研究施設数は49

中期目標	
別表(学部、研究科等)	
学部	法学部 医学部 工学部
研究科	法学研究科 医学研究科 工学研究科
附置研究所	○ ○ 研究所 ○ ○ 研究所 ※

※は全国共同利用の機能を有する附置研究所

6

④ 共同利用・共同研究拠点制度創設(第2期中期目標期間～)

＝共同利用・共同研究拠点の「機能」に着目した支援の充実および機能強化

共同利用・共同研究拠点：

これまで、共同利用・共同研究のシステムは、大学共同利用機関のほか、国立大学の全国共同利用型の附置研究所等に限られていたが、公私立大学にも、人文学・社会科学分野を中心に優れた研究実績を有する大学が少なくないことから、平成20年7月に、新たに**国公立を通じたシステム**として、文部科学大臣が大学の附置研究所等を「共同利用・共同研究拠点」として認定する制度を創設（学校教育法施行規則を改正）。

これまで原則であった一分野につき一拠点の設置を分野の特性に応じて複数設置することや、**複数の附置研究所等から設置されるネットワーク型の拠点形成**も可能になった。さらに平成28年度からネットワーク型拠点の形成をより促進するため、従前、認定の対象外であった大学共同利用機関法人・独立行政法人等が設置する研究機関を拠点の「連携施設」として制度上位置づけ、「連携ネットワーク型拠点」として拠点活動の活性化等を図っている。これにより当該分野のオールジャパンの学術研究体制を構築することが可能となっている。

平成29年度現在、国立大学77拠点(うちネットワーク5拠点(うち連携ネットワーク1拠点))、公私立大学28拠点

共同利用・共同研究拠点制度の創設により、「**組織**」から「**機能**」に着目した支援を行うことが**明確**になり、より大学の枠を越えた組織的連携によるオールジャパンの学術研究体制および、連携ネットワーク型拠点による大学以外も含めたオールジャパンの学術研究ネットワークの構築が可能に。**さらなる「機能」の強化には、世界的な学術研究体制をどのように構築していくかが課題に。**

1. 我が国の共同利用・共同研究体制の変遷 ～「組織」から「機能」に着目した支援へ～

- ①国立学校設置法制定以前の体制
- ②国立学校設置法制定～国立大学法人化前までの体制
- ③国立大学法人化後の体制（第1期中期目標期間）
- ④共同利用・共同研究拠点制度の創設
（第2期中期目標期間～）

2. 共同利用・共同研究拠点制度が果たしてきた 役割およびさらなる「機能」の強化

3. 国際共同利用・共同研究拠点に求められる 主な基準等

我が国の研究力の状況

「学術研究・基礎研究の成果を示す指標の一つである論文指標（総論文数や高被引用度論文数）が、他国は拡大している中、我が国は横ばい傾向であり、**相対的に低下傾向**である（TOP10%論文の場合、**過去10年間で4位から10位へ**）。特に、その構造を分野ごとに大学別で見ると、日本の研究活動をけん引している大学群よりも、**その層の厚みを増加させる潜在力を持つ大学群が著しく弱体化**している。

また、**世界で国際共著論文数の増加など、研究活動の国際化が進む中で、日本の存在感が後退**している。国際的に注目される研究領域にも十分に参画できていない。

（「研究力強化に向けた研究拠点の在り方について」（平成29年4月24日 研究力強化に向けた研究拠点の在り方に関する懇談会））

我が国の学術研究における研究力強化の検討状況

「我が国の学術研究の研究力を強化するためにも、**世界トップレベルの層の研究力を引き続き高めていくとともに、その手法・成果を活用し、トップに伍する潜在力を有する層を対象に特定分野で優れた国際的研究拠点の形成を図るべき。**」（「学術研究における研究力強化に向けて」（平成28年8月 科学技術・学術審議会 学術分科会））

「**世界トップレベルの研究拠点の形成に併せて、特定分野で世界に伍する国際的研究拠点を形成することで、国内外から第一線の研究者を惹きつける取組を推進する**」

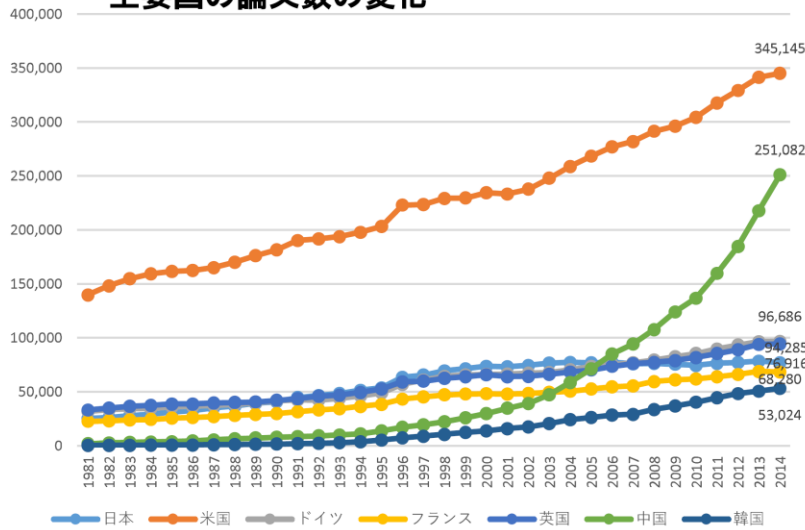
（「科学技術イノベーション総合戦略 2016」（平成28年5月閣議決定））

「潜在的に高い研究力を有する地域の大学を中心とした20程度の拠点において、優秀な外国人研究者の招へいによる**国際共同研究の促進や研究支援人材の配置等を行うことにより、世界に通用する研究分野を育成する**」（「日本再興戦略改訂 2016」（平成28年6月閣議決定））

世界の各国と日本の論文数の変遷

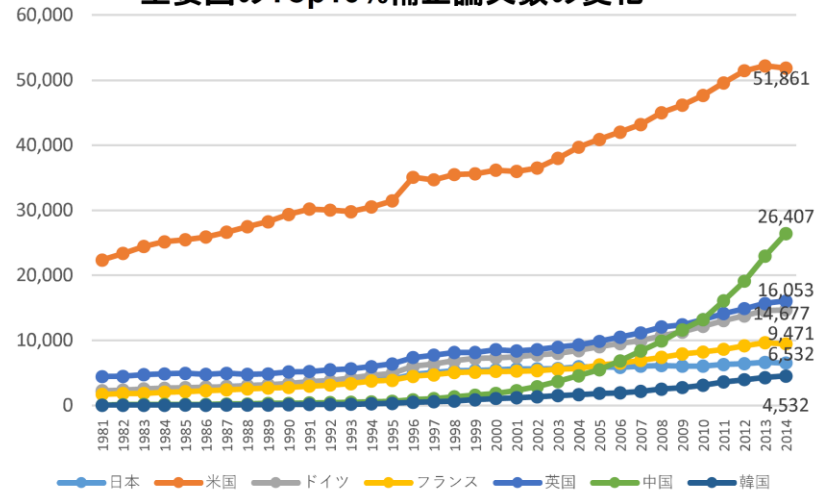
■諸外国に比べ、日本の論文生産数は横ばい

・主要国の論文数の変化



出典:「科学技術指標2016」(平成28年8月、科学技術・学術政策研究所)

・主要国のTop10%補正論文数の変化



(注)Article, Reviewを分析対象とし、整数カウントより分析。単年である。トムソン・ロイター Web of Science XML(SCIE, 2014年末バージョン)を基に、科学技術・学術政策研究所が集計したものを基に文部科学省で整理。

■国際的に見ると、全体として我が国の研究力は相対的に低下傾向

被引用度の高い論文数シェア

2002年 - 2004年(PY) (平均)			
Top10%補正論文数(整数カウント)			
国名	論文数	シェア	世界ランク
米国	38,075	47.4	1
英国	8,957	11.1	2
ドイツ	8,068	10.0	3
日本	5,750	7.2	4位
フランス	5,521	6.9	5
カナダ	4,447	5.5	6
イタリア	3,740	4.7	7
中国	3,720	4.6	8

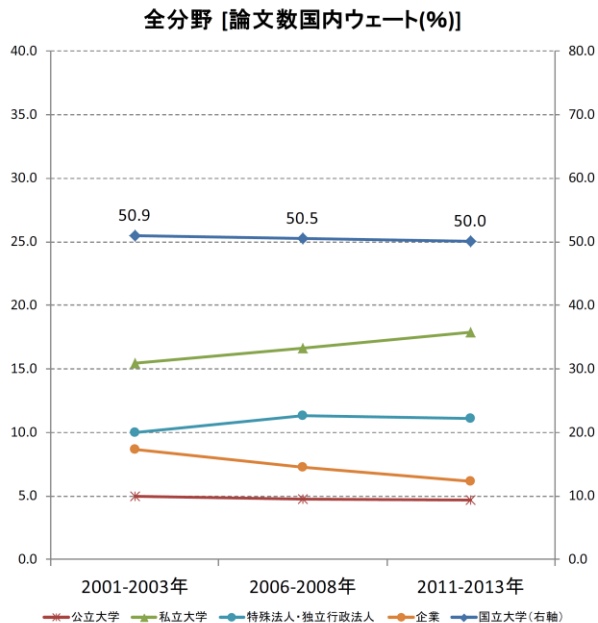
出典:「科学技術指標2016」(平成28年8月、科学技術・学術政策研究所)

2012年 - 2014年(PY) (平均)			
Top10%補正論文数(整数カウント)			
国名	論文数	シェア	世界ランク
米国	51,837	39.5	1
中国	22,817	17.4	2
英国	15,537	11.8	3
ドイツ	14,343	10.9	4
フランス	9,428	7.2	5
カナダ	8,160	6.2	6
イタリア	8,049	6.1	7
オーストラリア	7,074	5.4	8
スペイン	6,775	5.2	9
日本	6,524	5.0	10位

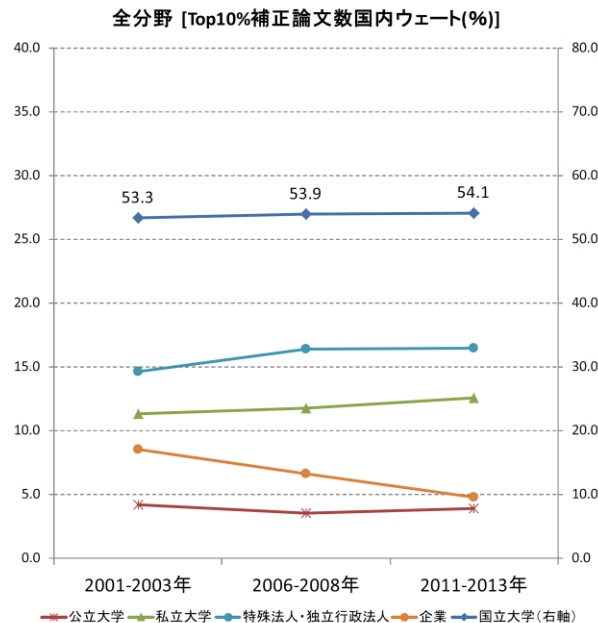
文部科学省資料より
10

国立大学・公立大学・私立大学等の機関区分ごとの論文数の変遷

(A)



(B)



(C)

全分野	論文数(3年平均値)			前半5年の伸び (2001-2003年 基準)	後半5年の伸び (2006-2008年 基準)
	2001-2003年	2006-2008年	2011-2013年		
国立大学	33,908	33,479	32,417	-1%	-3%
公立大学	3,312	3,156	3,041	-5%	-4%
私立大学	10,325	11,073	11,609	7%	5%
特法・独法	6,635	7,494	7,177	13%	-4%
企業	5,783	4,796	3,975	-17%	-17%
日本全体	66,635	66,384	64,843	0%	-2%

(E)

全分野	Top10%補正論文数(3年平均値)			前半5年の伸び (2001-2003年 基準)	後半5年の伸び (2006-2008年 基準)
	2001-2003年	2006-2008年	2011-2013年		
国立大学	2,433	2,445	2,420	1%	-1%
公立大学	191	160	173	-16%	8%
私立大学	517	533	561	3%	5%
特法・独法	665	743	735	12%	-1%
企業	387	301	215	-22%	-29%
日本全体	4,561	4,536	4,471	-1%	-1%

(F)

全分野	Top10%補正論文数(3年平均値)			前半5年の伸び (2001-2003年 基準)	後半5年の伸び (2006-2008年 基準)
	2001-2003年	2006-2008年	2011-2013年		
米国	31,430	35,789	38,509	14%	8%
英国	6,042	6,998	7,983	16%	14%
ドイツ	5,196	6,225	7,711	20%	24%
フランス	3,549	4,215	4,932	19%	17%
中国	2,313	6,697	15,062	190%	125%
全世界	77,113	98,585	125,213	28%	27%

(D)

全分野	論文数(3年平均値)			前半5年の伸び (2001-2003年 基準)	後半5年の伸び (2006-2008年 基準)
	2001-2003年	2006-2008年	2011-2013年		
米国	206,916	238,725	263,133	15%	10%
英国	49,560	53,677	57,433	8%	7%
ドイツ	50,859	55,636	63,087	9%	13%
フランス	36,604	40,587	44,455	11%	10%
中国	35,147	84,600	163,891	141%	94%
全世界	773,157	987,324	1,253,041	28%	27%

(G)

全分野	論文に占めるTop10%補正論文数の割合		
	2001-2003年	2006-2008年	2011-2013年
国立大学	7.2%	7.3%	7.5%
公立大学	5.8%	5.1%	5.7%
私立大学	5.0%	4.8%	4.8%
特法・独法	10.0%	9.9%	10.2%
企業	6.7%	6.3%	5.4%
日本全体	6.8%	6.8%	6.9%

(H)

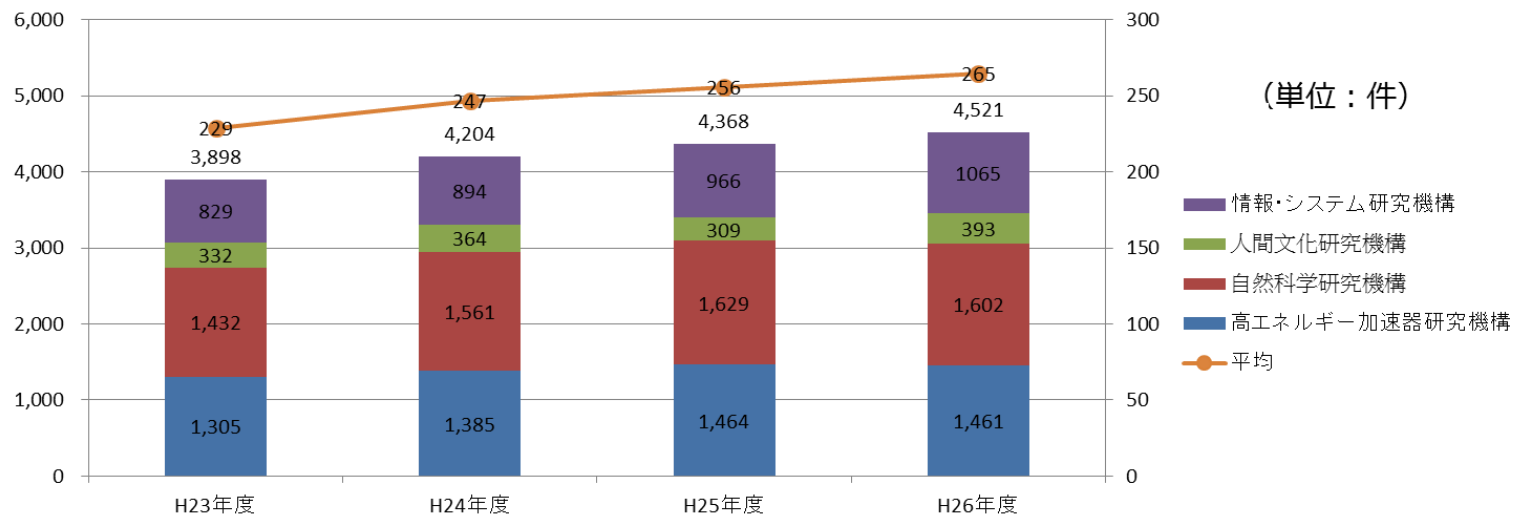
全分野	論文に占めるTop10%補正論文数の割合		
	2001-2003年	2006-2008年	2011-2013年
米国	15.2%	15.0%	14.6%
英国	12.2%	13.0%	13.9%
ドイツ	10.2%	11.2%	12.2%
フランス	9.7%	10.4%	11.1%
中国	6.6%	7.9%	9.2%
全世界	10.0%	10.0%	10.0%

(注1) Article, Review を分析対象とし、分数カウントにより分析
 (注2) Top10%補正論文数とは、被引用回数が各年各分野で上位 10%に入る論文の抽出後、実数で論文数の 1/10 となるように補正を加えた論文数を指す。
 詳細は、本論 2-2 (7) Top10%補正論文数の計算方法を参照のこと。
 トムソン・ロイター Web of Science XML (SCIE, 2014 年末バージョン)を基に、科学技術・学術政策研究所が集計

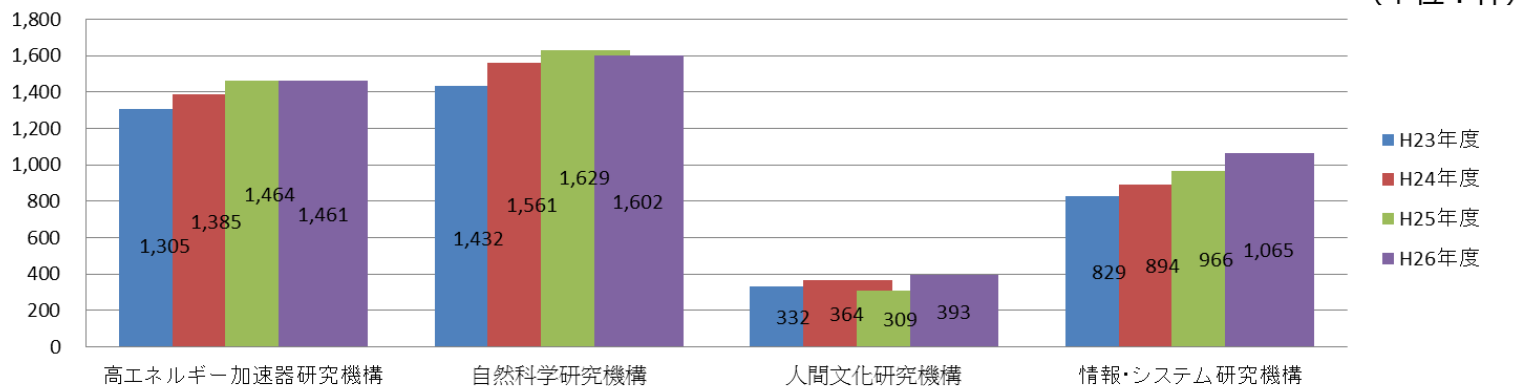
出典：「科学研究のベンチマーキング2015-論文分析でみる世界の研究活動の変化と日本の状況」
 (2015年8月 文部科学省 科学技術・学術政策研究所)

大学共同利用機関の成果論文数（平成23～26年度 実績）

【機構合計】

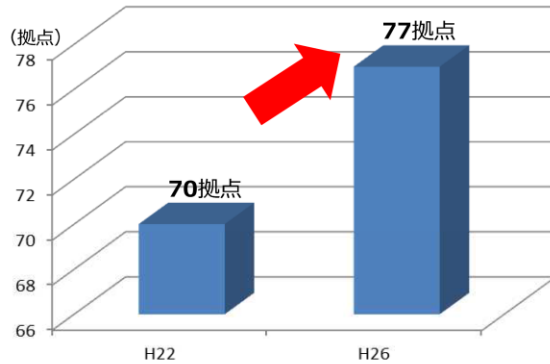


【法人別】



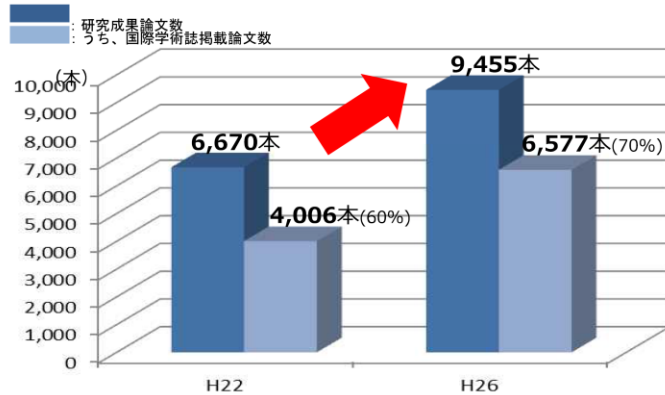
第二期中期目標・中期計画期間中の共同利用・共同研究拠点（国立大学）の活動状況

○拠点数が7拠点（10%）増

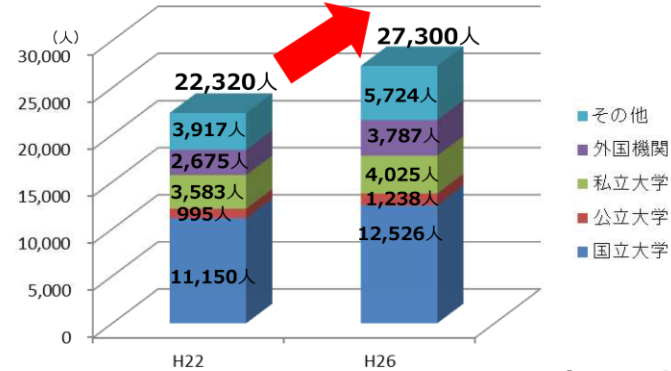


○研究成果論文数が約3,000本（40%）増
うち、国際学術誌掲載論文数は約2,500本（65%）増

【参考】我が国の論文数はH22:74,376件数、H26:76,916件数であり、2,540件数（3.4%）増（「科学技術指標2016」（文部科学省科学技術・学術政策研究所）より）



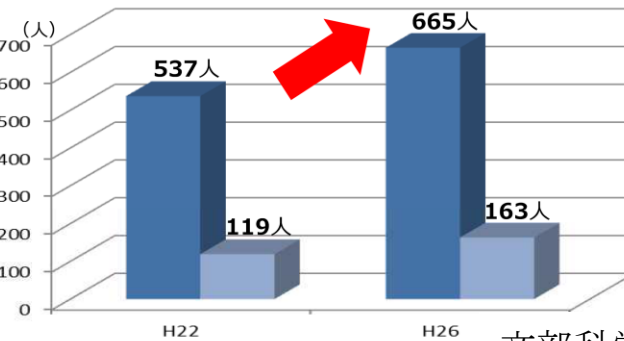
○研究者受入数が約5,000人（22%）増
うち、外国研究機関所属研究者受入数は約1,000人（42%）増



○拠点をを利用して学位取得した大学院生が128人（24%）増

うち、学外の大学院生は44人（37%）増

■ 拠点をを利用して学位取得した大学院生数
■ うち、学外の大学院生数



文部科学省調べ

共同利用・共同研究拠点制度の創設により、共同利用・共同研究者数、論文数やそのうち国際学術誌に掲載された論文数について、拠点数の増加を考慮したとしても、平成22年度に比べ大きく増加しており、**制度の創設により一定の成果は認められる。**

しかしながら、.....

国際的にみると、その論文の「質」およびその生産性について、例えば（独）マックスプランク学術振興協会と比較した場合、以下のとおり（独）マックスプランク学術振興協会がこれらを大きく凌駕している（データ間のブレなどがあり単純比較は難しいが、それを考慮してもデータが大きくズレているとは考えられない）。

	共同利用・共同研究拠点※1 (国立大学77拠点)	マックスプランク学術振興協会※2
拠点数 ・研究所数	77拠点(うち、ネットワーク:5) ・理工学系:38 ・医学・生物系:29 ・人文・社会科学系:10	83研究所 ・化学・物理・工学:32 ・バイオ・ライフサイエンス:29 ・人文・社会科学:22
所属研究者数 (A)	所属研究者数(大学院生を含む) 5,052名(H26) ※共同利用・共同研究者数:27,300名(H26) を含めると32,352名	所属研究者数(博士課程・ゲスト含む) 8,095名(H26)
国際学術誌 掲載論文数 (B)	6,577本(H26) ※国際学術誌全て。 一人当たり国際学術誌掲載論文数B/A 約0.20~1.30本(H26)	12,241本(H26) 一人当たり国際学術誌掲載論文数B/A 約1.51本(H26)

※1 文部科学省調べに基づく ※2 Annual Report2014 (論文数はWeb of Science) に基づく

国際ステージでの共同利用・共同研究を推進し、国際共著論文の増加を始め、より高いレベルの研究を実施し、もって我が国の研究力を強化し、プレゼンスの一段の向上のためには、国内外に「見える化」を図り、現行の共同利用・共同研究拠点の国際ステージでの研究力をさらにも上げる必要がある。

そこで、**国際共同利用・共同研究拠点制度**の創設を提案。

今後の共同利用・共同研究体制の在り方について (意見の整理)

3 研究の国際化の推進

【今後の対応】

- 当該分野における我が国のCOEたる大学共同利用機関及び共同利用・共同研究拠点が、更なる研究力の強化に向け、国際的な研究環境を整備するための取組に対し、重点的に支援（文部科学省：次年度中に検討・結論）
- 大学共同利用機関の活動に関する国際的な観点からの評価体制の構築（機構法人：ただちに着手）

1. 我が国の共同利用・共同研究体制の変遷 ～「組織」から「機能」に着目した支援へ～

- ①国立学校設置法制定以前の体制
- ②国立学校設置法制定～国立大学法人化前までの体制
- ③国立大学法人化後の体制（第1期中期目標期間）
- ④共同利用・共同研究拠点制度の創設
（第2期中期目標期間～）

2. 共同利用・共同研究拠点制度が果たしてきた 役割およびさらなる「機能」の強化

3. 国際共同利用・共同研究拠点に求められる 主な基準等

国際共同利用・共同研究拠点に求められる主な基準等①

「国際共同利用・共同研究拠点の運営について学内において一定の独立性を付与。」

【現状（「共同利用・共同研究拠点の新規認定に関する要項」
における審議に当たっての主な観点）】

① 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されているか。
（規程（※）第3条第1号関連）

○ 大学学則、大学組織規則、研究所組織規程等に申請施設が明確に位置付けられているか。

※「共同利用・共同研究拠点の認定等に関する規程」
以下同じ。

【新たな観点（審議に当たっての主な観点に追記）】

① 申請施設が、大学の学則その他これに準ずるものに記載されているとともに、国際共同利用・共同研究拠点の運営について学内において一定の独立性を持っているか。

（規程第3条第1号関連）

○ 大学学則、大学組織規則、研究所組織規程等に申請施設が国際共同利用・共同研究拠点として明確に位置付けられているか。

○ 学内で了承された国際共同利用・共同研究拠点運営方針（学内において一定の独立性（当該拠点が一定の権限（人事権など）やガバナンス体制など）を持っていることを明記）を策定し、国際的に周知しているか。



国際共同利用・共同研究拠点に求められる主な基準等②

「意思決定機関において国際的な研究者コミュニティの意向を反映。」

【現状（「共同利用・共同研究拠点の新規認定に関する要項」
における審議に当たっての主な観点）】

- ④ 共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の2分の1以下であるか。
- イ 当該申請施設を置く大学の職員
 - ロ 関連研究者
 - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
- （規程第3条第4号関連）



【新たな観点（審議に当たっての主な観点に追記）】

- ④ 国際共同利用・共同研究の実施に関する重要事項であって、申請施設の長が必要と認めるものについて、当該申請施設の長の諮問に応じる機関として、次に掲げる委員で組織する運営委員会等を置き、イの委員の数が運営委員会等の委員の総数の2分の1以下であるか。
- イ 当該申請施設を置く大学の職員
 - ロ 関連研究者（海外の研究機関に所属する外国籍の関連研究者を含む）
 - ハ その他当該申請施設の長が必要と認める者
- （規程第3条第4号関連）

国際共同利用・共同研究拠点に求められる主な基準等③

「共同利用・共同研究課題を国際的に公募し、国際的な研究者コミュニティの意向を踏まえて採択。」

【現状（「共同利用・共同研究拠点の新規認定に関する要項」における審議に当たっての主な観点）】

- ⑤ 共同利用・共同研究の課題等を広く全国の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者の委員の数が委員の総数の2分の1以上である組織の議を経て採択を行っているか。
(規程第3条第5号関連)



【新たな観点（審議に当たっての主な観点に追記）】

- ⑤ 国際共同利用・共同研究の課題等を広く世界~~全国~~の関連研究者から募集し、関連研究者その他の申請施設を置く大学の職員以外の者（**海外の研究機関に所属する外国籍の関連研究者を含む**）の委員の数が委員の総数の2分の1以上である組織の議を経て採択を行っているか。
(規程第3条第5号関連)

国際共同利用・共同研究拠点に求められる主な基準等④

「国際的な支援体制を構築。」

【現状（「共同利用・共同研究拠点の新規認定に関する要項」 における審議に当たっての主な観点）】

- ⑥ 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。（規程第3条第6号関連）
 - 共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員（教員、技術職員、事務職員等）が配置されているか。
 - 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、適切な体制が整備されているか。
 - 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための体制が整備されているか。
 - その他拠点の活動内容に応じて、例えば、事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等が適切に行われているか。



【新たな観点（審議に当たっての主な観点に追記）】

- ⑥ **国際**共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対し、申請施設の利用に関する技術的支援、必要な情報の提供その他の支援を行うために必要な体制を整備しているか。（規程第3条第6号関連）
 - **国際**共同利用・共同研究に参加する関連研究者に対する支援業務に従事する専任職員（教員、技術職員、事務職員等）が配置されているか。
 - 技術的支援について、例えば、技術職員の配置や設備のスムーズな利用等の面で、**国際的に**適切な体制が整備されているか。
 - 関連研究者に対して、必要な情報を継続的に提供するための**国際的な**体制が整備されているか。
 - その他拠点の活動内容に応じて、例えば、**国際的な**事務体制や研究スペースの確保、宿泊施設の確保等が適切に行われているか。

国際共同利用・共同研究拠点に求められる主な基準等⑤

「国際的な研究コミュニティからの要望を踏まえた国際共同利用・共同研究拠点であること。」

【現状（「共同利用・共同研究拠点の新規認定に関する要項」
における審議に当たっての主な観点）】

- ⑧ 共同利用・共同研究に多数の関連研究者が参加することが見込まれるか。また、多数の関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があるか。
(規程第3条第8号及び9号関連)



【新たな観点（審議に当たっての主な観点に追記）】

- ⑧ 国際共同利用・共同研究に多数の**世界の**関連研究者が参加することが見込まれるか。また、多数の**世界の**関連研究者から申請施設を拠点として認定するよう要請があるか。
(規程第3条第8号及び9号関連)

国際共同利用・共同研究拠点に求められる主な基準等⑥

「KPI（Top1%、Top10%論文輩出率、在籍する外国人研究者割合など）を設定し国際外部評価を実施。」

国際共同利用・共同研究拠点に求められる主な基準等⑦

「人事制度等の各種改革（クロス・アポイントメントの拡充、外国人の生活環境の整備など）」